

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月24日
【会社名】	キュービーネットホールディングス株式会社
【英訳名】	QB Net Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北野 泰男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町8番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 北野泰男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、金額的及び質的に重要性がない連結子会社については全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは各国でヘアカット事業を営んでいることから、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、下記の5つの観点から総合的に判断しております。

- ① 売上収益
各事業拠点の前連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上収益のおおむね2／3を占める
- ② 店舗数
前連結会計年度末時点の店舗数が多い拠点から合算していき、前連結会計年度末時点の全店舗数のおおむね2／3を占める
- ③ 事業環境及び社内環境
当連結会計年度において事業環境及び社内環境に大きな変化がある
- ④ 不正リスク
不正リスクの発生の可能性が高い
- ⑤ 内部統制
全社的な内部統制のうち良好でない項目がある

この結果、当連結会計年度は1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、連結財務諸表に与える影響の重要性、誤謬及び不正発生の可能性並びに業務特性を総合的に勘案し、売上収益、売上原価、売掛金及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい業務に係る業務プロセス（固定資産評価プロセス、のれんの評価プロセス等）を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。